

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください
（案件名）

新型コロナウイルス感染症の影響に
伴う介護保険の保険料の減免に関する
規則の廃止

意見募集期間

2024年8月1日～9月2日

問い合わせ先
福祉局介護保険課
078-322-6323

1 意見募集期間

2024年8月1日（木）～2024年9月2日（月）

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法等によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570（宛先住所記入不要）
福祉局介護保険課 意見募集あて

(2) ファクシミリによる提出

(078)322-6049 介護保険課 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス: kaigo_hokenjigyous@office.city.kobe.lg.jp
件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

福祉局介護保険課
市役所1号館4階

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

(5) 神戸市ホームページ（意見募集）上の意見送信フォームによる提出

3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の廃止」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2024年9月下旬頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の廃止(案) の概要

1. 趣旨

神戸市では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等の世帯について、介護保険料の減免を行っています。

このたび、国からの財政支援が終了したため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則(令和2年6月規則第17号)の廃止を行うこととします。

2. 施行予定日

令和6年10月1日

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により

収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の

減免措置に対する財政支援の取扱いについて

計2枚（本紙を除く）

Vol. 1126

令和5年2月10日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164）
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 10 日

各 都道府県介護保険主管部（局） 御中
各 市区町村介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の
第一号保険料の減免措置に対する財政支援の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第一号保険料の減免措置については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和 4 年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」（令和 4 年 3 月 14 日付け事務連絡。）、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和 4 年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて（その 2）」（令和 4 年 12 月 20 日付け事務連絡。以下「12 月事務連絡」という。）等に基づき、財政支援を行っているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和 5 年 5 月 8 日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、令和 4 年度までで財政支援を終了することとします。

都道府県におかれましては、令和 5 年度以降における取扱いについて、下記内容を御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知等をよろしくお願いいたします。

記

過去財政支援の対象となった第一号保険料の取扱い

1 以下に示す減免を行った場合については、令和 5 年度特別調整交付金の交付対象とする予定である。令和 5 年度特別調整交付金の交付基準は追って通知する。

なお、本減免措置については、令和 6 年度以降の特別調整交付金の交付対象とはならないので留意されたい。

(1) 「12 月事務連絡」別紙の基準に該当する令和 4 年度相当分の保険料額であつ

て、令和4年度末に資格を取得したことにより、令和5年4月以降の期間に普通徴収の納期限が到来するものの減免を行った場合は、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整交付金により財政支援をする予定であること。

- (2) 「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援について」(令和2年4月9日付け事務連絡)、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和3年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて(その3)」(令和3年12月24日付け事務連絡)又は「12月事務連絡」に基づき、令和元年度相当分、令和2年度相当分、令和3年度相当分又は令和4年度相当分の保険料の減免を行った場合であって、当該減免額について、令和2年度、令和3年度又は令和4年度の介護保険災害等臨時特例補助金又は特別調整交付金により財政支援を受けていない場合は、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。

- 2 減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って減免を行うことも考えられること。